食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十一号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令（平成三年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

「十五年」を「二十五年」に改める。

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「十五年」を「二十五年」に、「十八年」を「二十八年」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　野村　哲郎

内閣総理大臣　岸田　文雄

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）附則第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

文部科学大臣　永岡　桂子

厚生労働大臣　加藤　勝信

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十三号

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

法務大臣　齋藤　健

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十四号

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第五項第一号及び第六号イ並びに消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第六十五条第六項第一号及び第三号イ（これらの規定を同法第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第一条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百六十五　法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）

（消費者契約法施行令の一部改正）

第二条　消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四十六　法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）